

26日臨技発第83号  
平成26年6月19日

都道府県臨床(衛生)検査技師会  
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
会長 宮島 喜文

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための  
関係法律の整備等に関する法律」の成立について

謹啓

時下、貴会におかれましては、ますますご発展のこととお慶び申し上げます。  
平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、私どもの身分法である「臨床検査技師法等に関する法律(以下、本法という。)」  
の一部改正が、今通常国会において、標記一括法により成立致しました。

改正の内容につきましては、臨床検査技師が診療の補助として採血に加え、検体採取が業務範囲として本法に追加されました。具体的な検体採取項目につきましては、今後、厚生労働省令において定められる予定であります。

なお、本法改正の経緯等につきましては、別添において、詳しく記していますので、御参考にして下さい。

謹白

添付資料

- 臨床検査技師に診療の補助として採血に加え、検体採取が業務追加される  
(経緯等の説明)
- 臨床検査技師法等に関する法律の改正(抜、新旧対照表)

《連絡先》

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
TEL03-3768-4722 FAX03-3768-6722  
Mail : shinozaki-takao@jamt.or.jp  
担当常務理事 下田 事務局 篠崎